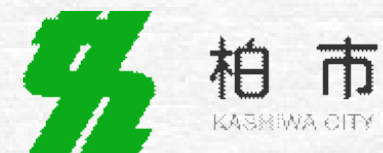


柏都市計画道路 3・4・22号 吉野沢高野台線 事業認可について

柏市 土木部 道路整備課



説明内容

1. 事業概要について
 - 1-1 都市計画道路概要
 - 1-2 整備概要

 2. 事業認可後の建築制限等について
 - 2-1 事業認可の取得
 - 2-2 事業認可後の制限について

 3. 事業スケジュール(案)について
 - 3-1 事業スケジュール(案)
- (参考)周辺地域の施策について

1. 事業概要について

1-1 都市計画道路概要

1-2 整備概要

1-1 都市計画道路概要①

■ 経緯

昭和39年9月28日に都市計画決定(建設省告示第2741号)

昭和48年8月3日都市計画法の改正に伴う変更(千葉県告示第619号)

平成19年3月20日都市計画区域統合に伴う変更(千葉県告示第326号)

区画街路 3・4・22号吉野沢高野台線

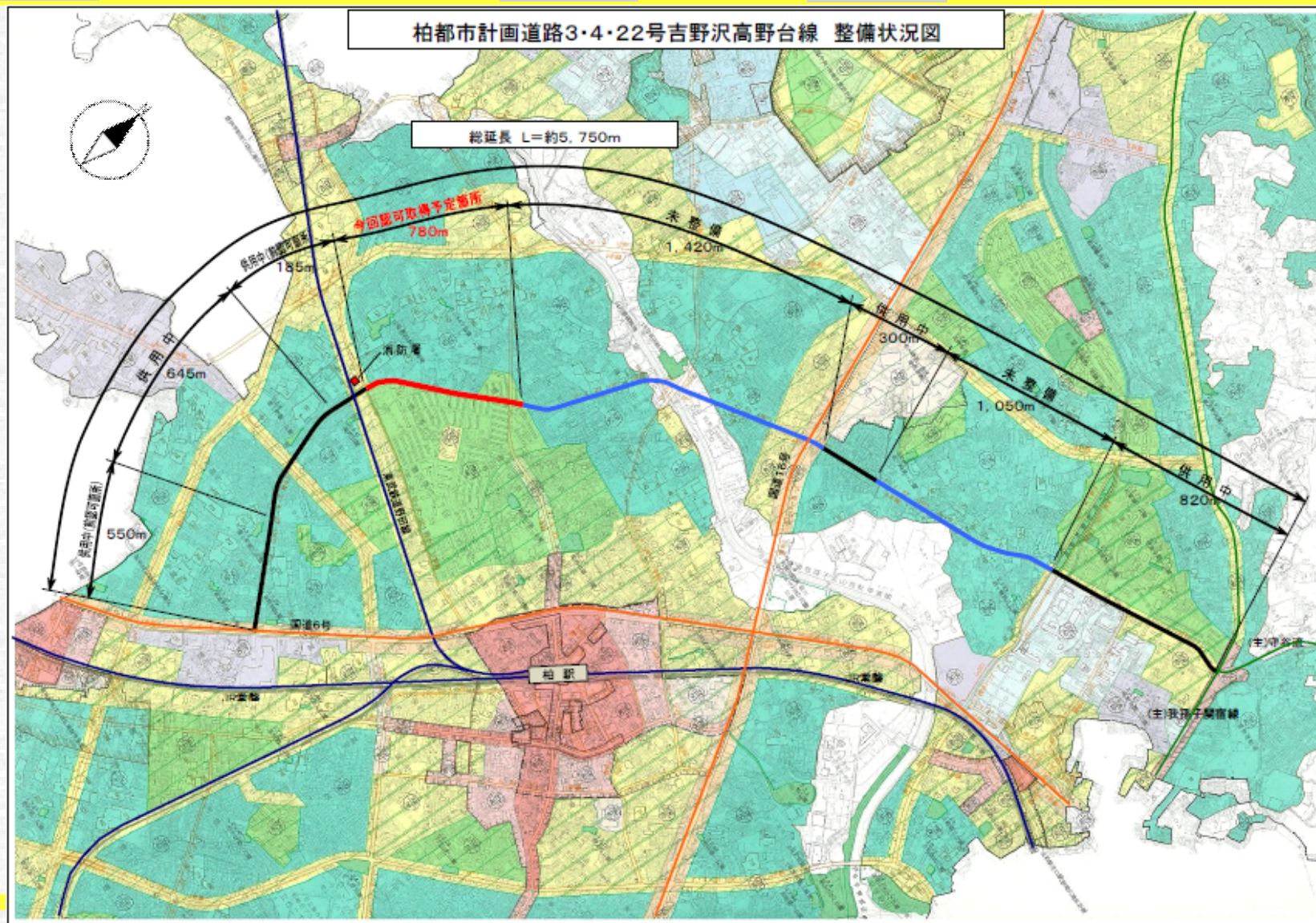
計画幅員 $W=16\text{m}$

総延長 $L=\text{約}5,750\text{m}$

完成延長 $L=\text{約}2,500\text{m}$ (完成率:約43%)

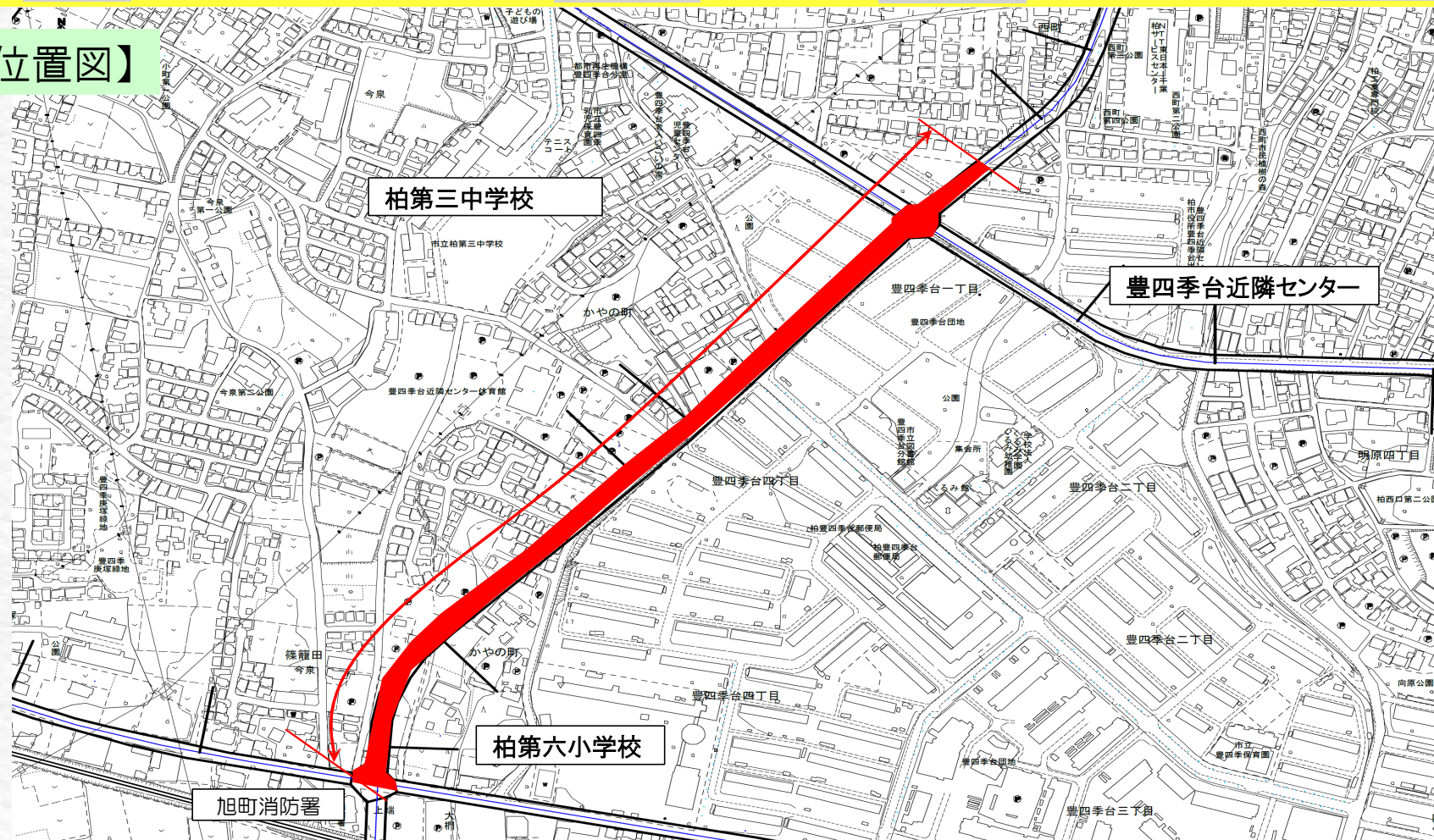
☆今回事業認可延長は $L=\text{約}780\text{m}$

1-1 都市計画道路概要②



1-1 都市計画道路概要③

【位置図】



路線名称	事業認可区間	概要	都市計画決定
柏都市計画道路3・4・22号 吉野沢高野台線	起点 柏市篠籠田地先	延 長 約780m	昭和39年9月28日建告第2741号
	終点 柏市豊四季台一丁目地先	幅 員 16m	

1-1 都市計画道路概要④

■ 目的

都市計画道路3・4・22号吉野沢高野台線は、国道6号を起点にした環状機能を有する幹線道路で、市中心部を迂回する路線として整備効果が非常に大きく、柏市全体の道路ネットワークを整備する上で非常に重要な路線です。

安全

- 歩道整備による歩車分離を図り、歩行者の安全性を向上します
- 幹線道路を整備することで、生活道路への交通流入を抑制します

防災

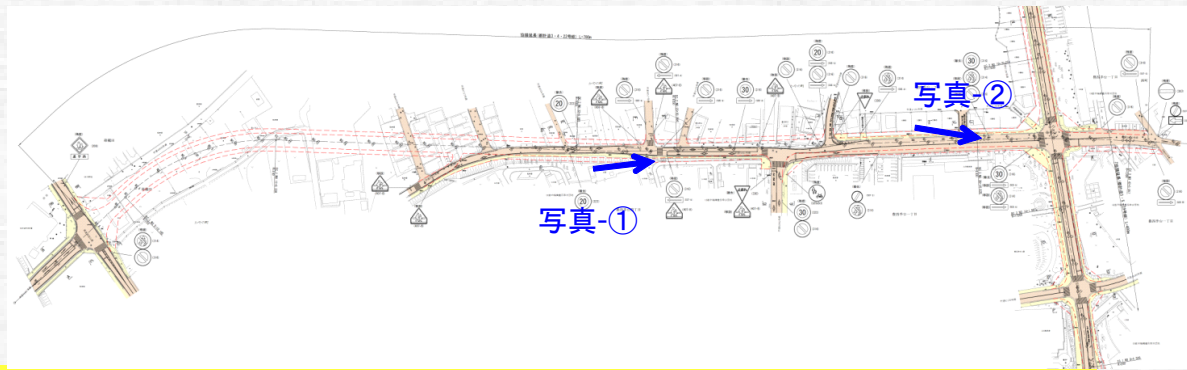
- 緊急車両の現場までの到達時間短縮を図ります
- 災害時における避難場所への移動及び物資等輸送経路を確保します

交通

- 新たな道路ネットワークの形成により、柏駅西口方面の渋滞緩和を図ります

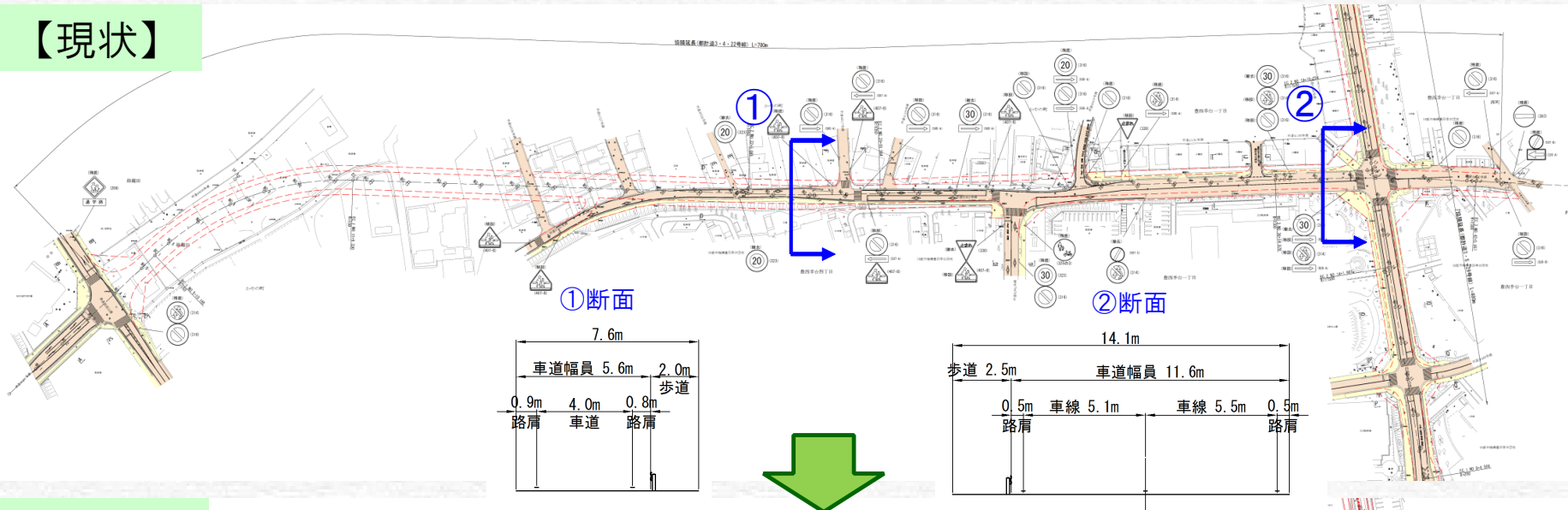
2-1 整備概要①

■ 現状写真

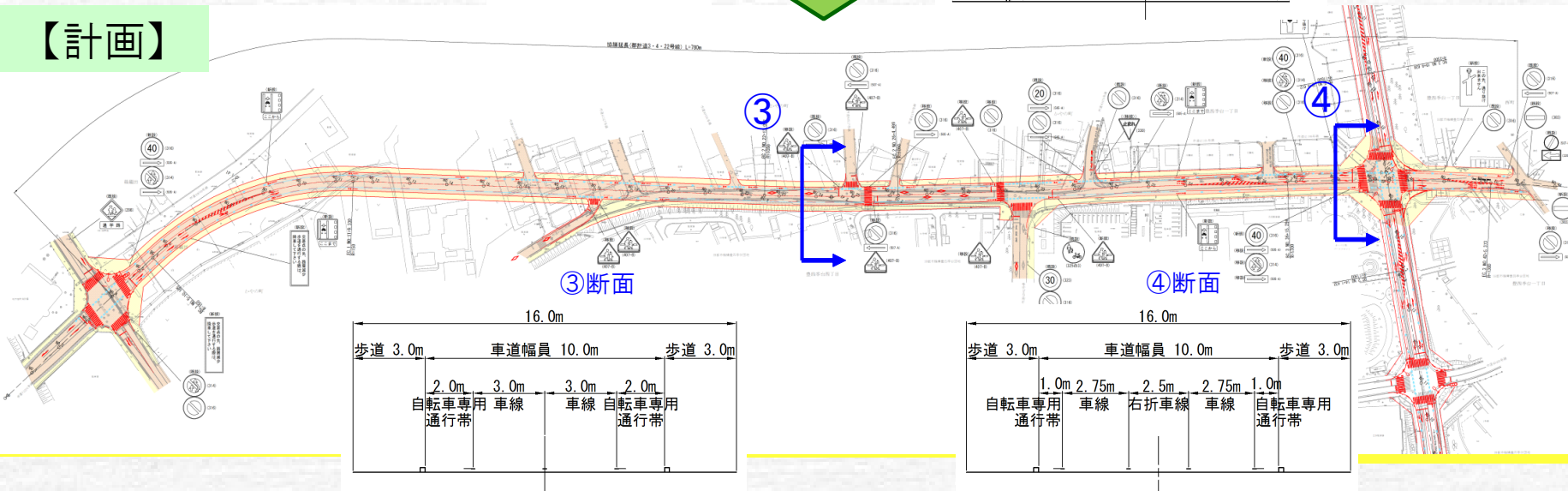


2-1 整備概要②

【現状】



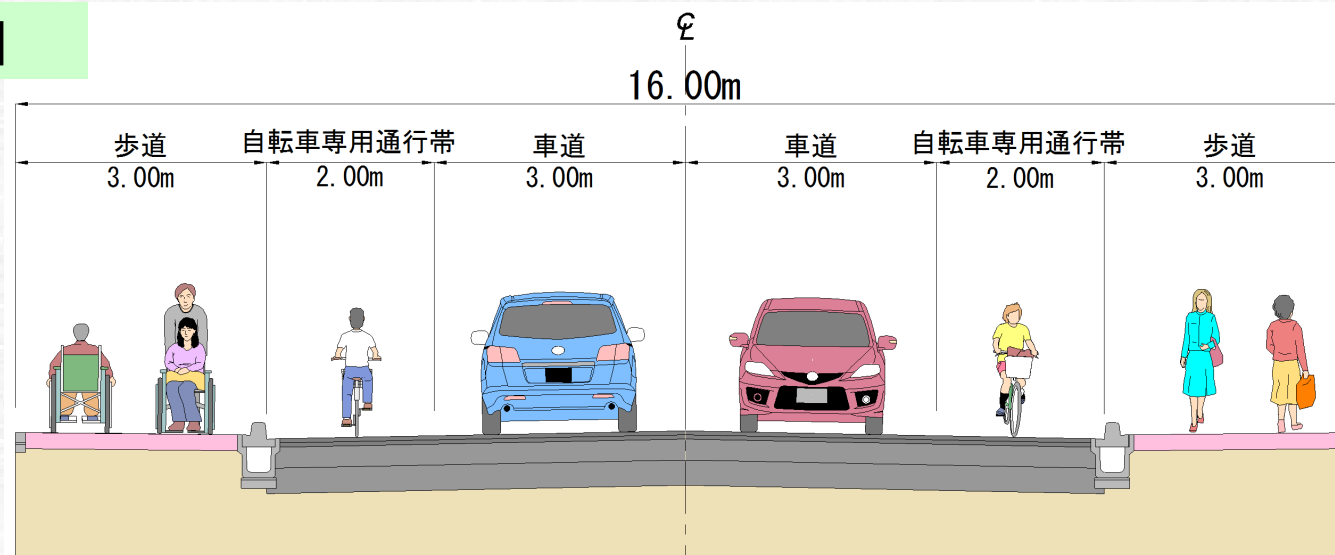
【計画】



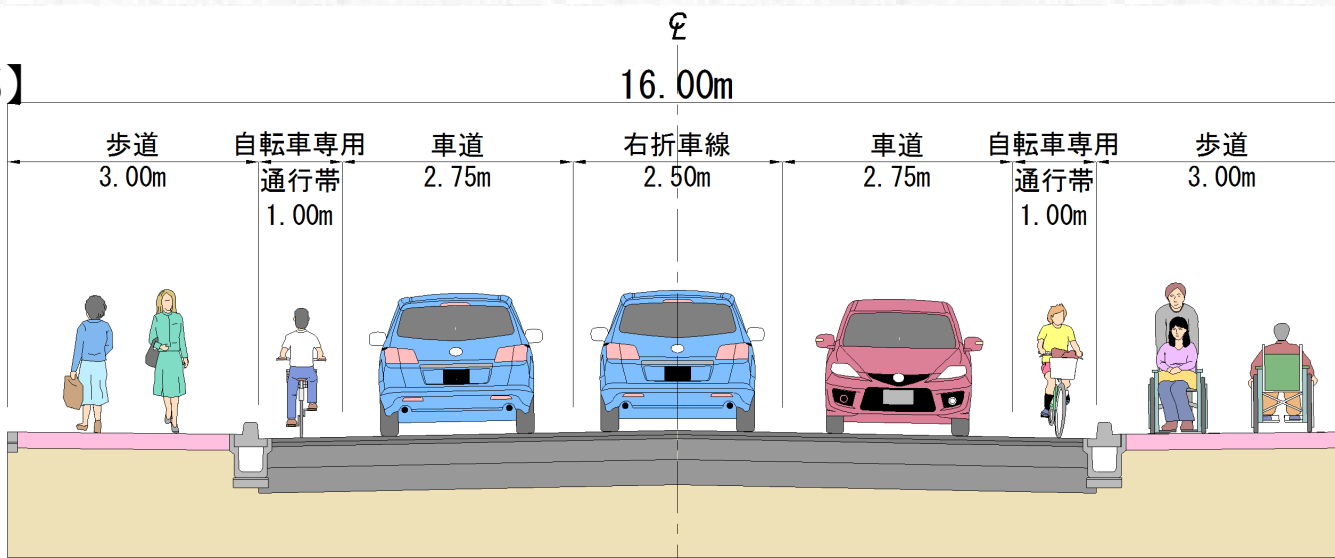
2-1 整備概要③

【計画断面図】

【一般部】 (③断面)



【交差点部】 (④断面)



2. 事業認可後の建築制限等について

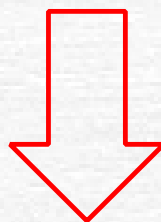
2-1 事業認可の取得

2-2 建築等の制限について

2-1 事業認可の取得①

都市計画法第59条第1項の認可

都市計画に定められた都市施設(都市計画道路)の整備を都市計画事業として施行するため、施行者(市)が認可権者(県)より受ける認可です。

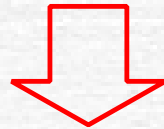


事業認可の告示後は、事業を促進するために、都市計画法に基づき制限等が発生します。

2-1 事業認可の取得②

○主な作業

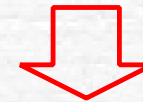
- ・ 計画図面の作成
(位置図, 平面図, 縦断面図, 横断面図, 構造図等)



● 資金計画の作成

図面を基に、工事費や用地補償費等の総事業費を算出し、事業スケジュールを策定します。

・ 交通量調査

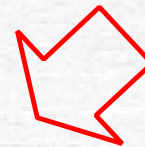


● 交通量推計

交通量調査の結果を用いて整備後の交通量を推計します。

交通量推計を基に、「走行時間短縮」「走行経費減少」「交通事故減少」の便益を算出します。この便益と事業費等を対比し効果を判定します。

● 費用便益調査



2-2 建築等の制限について

○建築等の制限(都市計画法 第65条)

事業認可の告示後においては、当事業地内において、以下に該当する者は都道府県知事等の許可を受けなければならない。

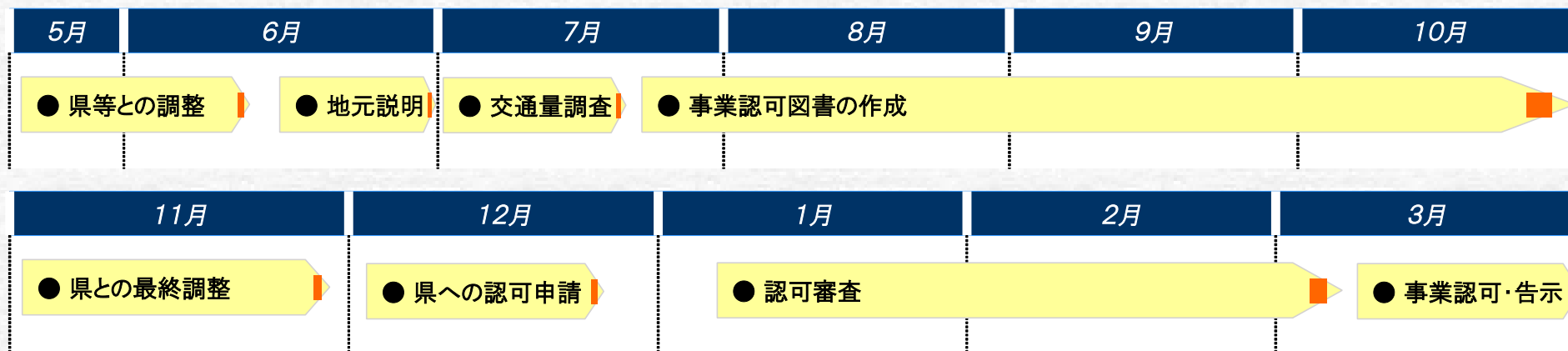
- ・都市計画道路の施行障害となるおそれがある土地の形質変更
- ・建築物の建築その他工作物の建設
- ・政令で定める移動の容易でない物件の設置
- ・堆積を行おうとする者

3. 事業スケジュール(案)について

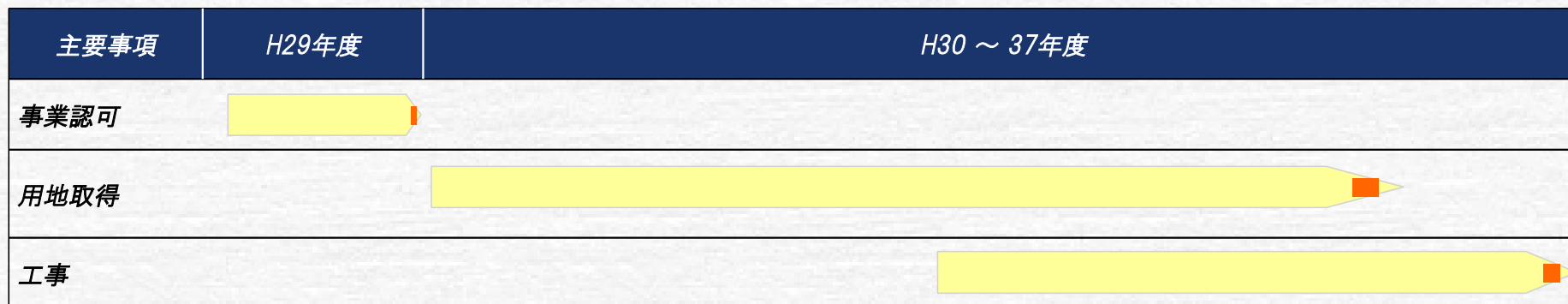
3-1 事業スケジュール(案)

3-1 事業スケジュール(案)について

H29年度のスケジュール(案)



全体スケジュール(案)



(参考)周辺地域の施策について

- ①豊四季台地区住宅市街地総合整備事業
- ②豊四季台地域の地域包括ケアシステム

(参考)①豊四季台地区住宅市街地総合整備事業

■ 経緯

- ①【当初】整備計画[柏市](平成17年3月国土交通大臣承認)
- ②【当初】事業計画[都市再生機構](平成17年10月国土交通大臣同意)

■ 整備地区の整備方針

豊四季台団地の建替等と併せ、**都市計画道路等**の骨格的基盤整備を進めることで都市機能の充実・強化に努めるとともに、柏駅に隣接する利便性を活かした都市型の良好な住宅市街地形成を図る。



(参考)②豊四季台地域の地域包括ケアシステム

将来の豊四季台地域のイメージ

【柏市福祉政策課提供】

在宅で医療、看護、介護サービスが受ける体制が整い、いつまでも在宅で安心して生活できる

都市計画道路吉野沢高野台線

地域拠点ゾーン

○ くるみ幼稚園



○ 植物栽培ユニット



○ サービス付き高齢者向け住宅

○ 24時間対応の在宅医療・看護・介護サービス



地域の中に多様な活躍の場があり、いつまでも元気で活躍できる

公園

商業・生活利便施設ゾーン

○ 柏地域医療連携センター



○ コミュニティ食堂



四季の道

○ 特養 柏こひつじ園



問い合わせ先

柏市 土木部 道路整備課 計画担当

TEL 04-7167-1344(8:30~17:15)

FAX 04-7160-1788

説明は以上となります。
ご清聴ありがとうございました。

今後とも皆様方のご理解とご協力の
のほど、よろしくお願いいたします。

